

令和5年9月6日
障害福祉部
障害施策推進課

(仮称)世田谷区手話言語条例(素案)について

1. 主旨

区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるための条例制定に向け、学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会（以下「検討会」という。）、障害者団体、障害者施策推進協議会等から意見をいただき検討を進めてきた。

この度、条例（骨子案）へのパブリックコメントでいただいた意見等を踏まえ、区内に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めることにより、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会の実現を目指すことを目的とした（仮称）世田谷区手話言語条例（素案）を以下のとおりまとめた。

2. これまでの経過

令和4年 5月26日	福祉保健常任委員会
11月11日	独立した手話言語条例の制定を検討することを報告
12月16日	福祉保健常任委員会
令和5年 1月25日	条例制定に向けた検討を開始することを報告
2月10日	第1回検討会
5月30日	第2回検討会
5月31日	福祉保健常任委員会 条例の検討状況を報告
6月 9日～6月30日	第3回検討会
6月 14日・15日	手話言語に関するワークショップ開催

3. 条例（素案）について

別紙1（素案）

別紙2（素案・骨子案 対照表）を参照。

○骨子案から素案への主な変更点

- 前文に、手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るための環境を整備していく必要性を明記。
- 手話の普及啓発のため、言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう努めることを明記。
- 手話を用いた情報発信に関する項目に、手話による意思の表明について追記。

4. パブリックコメントの結果

条例（骨子案）について、令和5年6月9日から6月30日までパブリックコメントを実施したところ、区のホームページやハガキ、手話を録画した動画等による意見提出があった。意見等と区の考え方については別紙3を参照。

（1）意見提出件数

30件

（2）内容

1件の意見に複数の内容が含まれている場合があり、整理・分類後の件数は41件であった。

条例骨子案に関すること	言語としての手話の認知・理解・文化に関すること	情報コミュニケーションに関すること	その他 (個人的感想や語句について等)
23件	8件	6件	4件

（3）代表的な意見と区の考え方

条例骨子案に関すること

意見	区の考え方
取り組みの中には、手話通訳者の養成や技術、専門性の向上が挙げられている。通訳者は専門技能を持っているにもかかわらず、給与水準も時給も専門職に見合ったものではないと思う。通訳者の待遇が改善されなければ志す人も増えず、手話を必要とする人たちの人権を尊重する環境は整備されていかない。ぜひ通訳者の養成、待遇改善に努めてほしい。	手話通訳者の派遣のための人材確保や養成等について条文に盛り込むとともに、手話通訳者の確保に向けていただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。
災害時ではスマホが使えない場合があるので、避難等の情報伝達に限定した手話の会得を目指すことを検討してほしい。	災害時における措置について条文に盛り込むとともに、災害時の情報取得や意思疎通のための具体的な施策について、いただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。

言語としての手話の認知・理解・文化に関すること

意見	区の考え方
条例の目的として、手話を必要とする方の課題解決に、手話が一つの言語であるという認識の下に行なうことに違和感を持つ。「日本語や英語等と同等の言語」ではなく、日本語という言語の伝達手段である音声や文字と同等に手話があると整理したうえで、国語でかなや漢字を習うように手話を習うと考えた方が万人に受け入れ易いと思う。	この度の（仮称）世田谷区手話言語条例では、手話が音声によらない言語であり、日本語や英語のような音声言語と同様に、独自の文法を持つ1つの言語であることを明確にし、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念などを定めていきたいと考えております。

情報コミュニケーションに関すること

意見	区の考え方
AIによる手話通訳システムを開発し、スマホ、タブレット、PCなどから利用できるようにしてはどうか。	AI手話通訳システムについては、民間企業等が開発に取り組んでおり、他自治体において実証実験を行っている事例があることは承知しております。今後、運用の実績や状況などを把握し、活用の可能性を探ってまいります。

5. 条例に基づく重点的な取り組みについて

「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」及び「（仮称）世田谷区手話言語条例」に基づく施策については、次期（仮称）せたがやインクルージョンプランに反映する。また、日常生活や学校、就労、福祉サービス利用等において、ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を必要とする当事者が手話を使いやすい環境の整備に重点的に取り組む。

6. 今後取り組みを検討している主な施策例

- ・ 庁内手話通訳における実施方法の改善
- ・ 手話通訳者の確保に向けた検討
- ・ 区報、区公式 YouTube 等を活用した普及啓発
- ・ 区立小中学校における手話の普及や理解促進に関する啓発
- ・ 区民向け手話講習会の拡充
- ・ 事業者や区職員、教員向け手話講座の実施

7. 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|----------------|
| 令和5年1月 | 福祉保健常任委員会(条例案) |
| | 第4回定例会（条例案の提案） |
| 令和6年 4月 | 条例施行 |

別紙1

(仮称) 世田谷区手話言語条例（素案）

手話は、手指の動き及び表情を用いて物の名前、抽象的な概念等の思考や、情報取得を行い、さらに表現する独自の文法を持つ一つの言語であり、手話を必要とする者が知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産です。

一方で、我が国では手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えず、過去には手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があります。その中でも、手話を必要とする人々の中で手話は生き続けてきました。

こうした背景の下、手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るために、言語として、手話を学び、手話の獲得（手話の習得をいう。）をし、手話で学び、手話を使うことができる環境を整備し、手話を継承していくことが必要です。

世田谷区は、手話が言語であるとの見地から、区民及び事業者の手話に対する理解を促進し、手話の普及を図るとともに、手話を使いやすい環境の整備等を進め、もって手話を使う人のみならず、区民及び事業者の全員が共同して地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解を促進し、手話を使いやさしい環境の整備等を進めることで、手話の普及を図るための基本理念を定め、区の責務、事業者の役割及び区民の協力すべき事項について明らかにするとともに、手話に関する区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者その他の手話を必要とする者（以下「手話を必要とする者」という。）の権利が尊重される地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民　区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (2) 事業者　区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (3) 地域共生社会　障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話を使いやさしい環境の整備を進め、手話の普及を図ることは、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人ひとりに、社会の一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会の実現を目的として実施されるものとする。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に手話を必要とする者の視点に立ち、その意見を聴いた上で、手話を必要とする者の権利を尊重し、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、手話に対する理解を促進することで手話を普及するための施策
- (2) 手話を必要とする者が言語として、手話を学び、手話の獲得（手話の習得をいう。）をし、手話で学び、手話を使用するため、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、切れ目のない環境を整備するための施策
- (3) 手話を必要とする者が必要な情報を取得するための施策

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

- (1) 手話に対する理解を深めること。
- (2) 区が実施する手話に対する理解の促進のための施策に協力すること。
- (3) 手話を必要とする者が手話を使いやすい環境を整備すること。

(区民の協力)

第6条 区民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(手話の普及啓発)

第7条 区は、手話に対する理解を促進し、手話の普及を図るための啓発活動を行うものとする。

- 2 区は、区民が手話を必要とする者が直面する言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう、努めるものとする。

(手話を用いた情報発信及び意見の表明)

第8条 区は、手話を必要とする者が手話により、区政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な施策を推進するものとする。

(手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等)

第9条 区は、手話を必要とする者が、手話通訳者の派遣により手話を使用した支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、手話通訳者及びその指導者（以下「手話通訳者等」という。）の確保並びに養成並びに手話通訳者等の手話技術及び専門性の向上に努めるものとする。

2 区は、手話通訳者等を増加させるための施策を講じるものとする。

(災害時における措置)

第10条 区は、災害その他の非常事態においても、手話を必要とする者が、手話を使用して必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(仮称)世田谷区手話言語条例 素案・骨子案 対照表

素案	骨子案
<p>手話は、手指の動き及び表情を用いて物の名前、抽象的な概念等の思考や、情報取得を行い、さらに表現する独自の文法を持つ一つの言語であり、手話を必要とする者が知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産です。</p> <p>一方で、我が国では手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えず、過去には手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があります。その中でも、手話を必要とする人々の中で手話は生き続けてきました。</p> <p>こうした背景の下、手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るために、言語として、手話を学び、手話の獲得（手話の習得をいう。）をし、手話で学び、手話を使うことができる環境を整備し、手話を継承していくことが必要です。</p> <p>世田谷区は、手話が言語であるとの見地から、区民及び事業者の手話に対する理解を促進し、手話の普及を図るとともに、手話を使いやすい環境の整備等を進め、もって手話を使う人のみならず、区民及び事業者の全員が共同して地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。</p>	<p>前 文 (調整中)</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境の整備等を進めることで、手話の普及を図るための基本理念を定め、区の責務、事業者の役割及び区民の協力すべき事項について明らかにするとともに、手話に関する区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者その他の手話を必要とする者(以下「手話を必要とする者」という。)の権利が尊重される地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>1 目的</p> <p>この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念を定め、世田谷区（以下「区」という。）の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにするとともに、区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者、難聴者、中途失聴者等の手話を必要とする者（以下「手話を必要とする者」という。）の権利が尊重される地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。</p>

<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。 (2) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。 (3) 地域共生社会 障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。 	
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 手話に対する理解の促進及び手話を使いやすい環境の整備を進め、手話の普及を図ることは、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人ひとりに、社会の一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会の実現を目的として実施されるものとする。</p>	<p>2 基本理念</p> <p>手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会を実現することを目的とする。</p>
<p>(区の責務)</p> <p>第4条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に手話を必要とする者の視点に立ち、その意見を聴いた上で、手話を必要とする者の権利を尊重し、次に掲げる施策を推進するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、手話に対する理解を促進することで手話を普及するための施策 (2) 手話を必要とする者が言語として、手話を学び、手話の獲得（手話の習得をいう。）をし、手話で学び、手話を使用するため、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、切れ目のない環境を整備するための施策 (3) 手話を必要とする者が必要な情報を取得するための施策 	<p>3 区の責務</p> <p>区は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)手話を必要とする者の権利を尊重し、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、手話に対する理解の促進及び手話を普及させるための施策 (2)手話を必要とする者が言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を使用するための切れ目のない社会環境整備を推進するための施策。 (3)手話を必要とする者が必要な情報を手話で取得できるよう、手話を用いた情報発信を促進するための施策

<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 手話に対する理解を深めること。 (2) 区が実施する手話に対する理解の促進のための施策に協力すること。 (3) 手話を必要とする者が手話を使いやすい環境を整備すること。 	<p>4 事業者の役割</p> <p>事業者は、地域共生社会の実現に向け、手話に関する理解を培うよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 事業者は、区が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。 3 事業者は、手話を必要とする者が利用しやすい事業の運営に努めるものとする。
<p>(区民の協力)</p> <p>第6条 区民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。</p>	<p>5 区民の協力</p> <p>区民は、地域共生社会の実現に向け、手話に関する理解を培うよう努めるものとする。</p>
<p>(手話の普及啓発)</p> <p>第7条 区は、手話に対する理解を促進し、手話の普及を図るための啓発活動を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 区は、区民が手話を必要とする者が直面する言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう、努めるものとする。 	<p>6 手話の普及啓発</p> <p>区は、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための啓発活動を行うよう努めるものとする。</p>
<p>(手話を用いた情報発信及び意見の表明)</p> <p>第8条 区は、手話を必要とする者が手話により、区政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な施策を推進するものとする。</p>	<p>7 手話を用いた情報発信</p> <p>区は、手話を必要とする者が区政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報発信を行うものとする。</p>
<p>(手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等)</p> <p>第9条 区は、手話を必要とする者が、手話通訳者の派遣により手話を使用した支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、手話通訳者及びその指導者（以下「手話通訳者等」という。）の確保並びに養成並びに手話通訳者等の手話技術及び専門性の向上に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 区は、手話通訳者等を増加させるための施策を講じるものとする。 	<p>8 手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等</p> <p>区は、手話を必要とする者が手話通訳者の派遣等により意思疎通を図るための支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、手話通訳者及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の向上に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 区は、手話通訳者を増加させるための啓発活動を行うものとする。
<p>(災害時における措置)</p> <p>第10条 区は、災害その他の非常事態においても、手話を必要とする者が、手話を使用して必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>9 災害時における措置</p> <p>区は、災害その他の非常事態において、手話を必要とする者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別紙3

区民意見（パブリックコメント）

意見等と区の考え方

条例骨子案にすること（23件）

番号	意見概要	区の考え方
1	条例制定はぜひすすめてほしい。職場にろう者がおり、コミュニケーションを図ったり、ろう者を理解したりしたいと思い、昨年度から区の手話講習会に通っている。手話だけでなくろう文化やろう者が歩んできた道のり、現実を少しづつ理解するにつれ、手話は言語であるだけでなく文化であることを実感した。取り組みの中には、手話通訳者の養成や技術、専門性の向上が挙げられている。通訳者は専門技能を持っているにもかかわらず、「ボランティア」という扱いが多いように思う。給与水準も時給も専門職に見合ったものではないと見聞する。通訳者の待遇が改善されなければ志す人も増えず、手話を必要とする人たちの人権を尊重する環境は整備されていかない。ぜひ通訳者の養成、待遇改善に努めてほしい。	手話通訳者の派遣のための人材確保や養成等について条文に盛り込むとともに、手話通訳者の確保に向けていただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。
2	災害時ではスマホが使えない場合があるので、避難等の情報伝達に限定した手話の会得を目指すことを検討してほしい。 また、手話は世界で400以上のあると言われており、国内でも大阪と京都で若干異なると聞いている。そこで、世田谷区在住の外国人向けに災害時用に抽出した他国言語手話の普及を目指すことを検討してほしい。	災害時における措置について条文に盛り込むとともに、災害時の情報取得や意思疎通のための具体的な策について、いただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。
3	ろう者でなくとも手話が使えると便利に会話が出来る場面もある。「手話が必要である人」のためだけのように読める書き方は不適当ではないか。	手話は言語であり、様々な人にとってコミュニケーション手段の1つとなり得ると認識しております。この度の（仮称）世田谷区手話言語条例は、手話を使う人も手話を使わない人もいる区民の皆様にご協力いただきながら、手話を必要とする方の権利を尊重する地域共生社会の実現を目指すための条例となるよう検討を進めております。
4	学校教育で手話を学ぶ機会を設け、より多くの次世代の区民が手話を理解できるようにしてほしい。	区では現在、障害理解や差別解消、手話の普及を目的とした「手話講師の派遣事業」を区立小学校3年生以上を対象に行っております。条例制定を契機として、より多くの次世代の区民に手話に対する理解を深めていただけるよう、施策を検討してまいります。
5	「区民は、地域共生社会の実現に向け、手話に関する理解を培うよう努めるものとする。」とあるが、内心の自由を侵害するものと考えるので、「区は区民に対し、地域共生社会の実現に向け、手話に関する理解を向上して頂くよう努めるものとする。」と修正すべき。	地域共生社会の実現に向けては、障害や言語としての手話に関する理解が大切であり、手話を使う人も手話を使わない人もいる区民の皆様の協力が必要と考えております。ご指摘の部分において内心の自由を侵害する意図はございませんが、いただいたご意見も踏まえ、条文での表記や文言について検討・調整してまいります。
6	手話通訳の方々は別として、学んだ事を生かせない実情がある。ひとりでも多くの方が手話を学びろうの方々にちょっとしたお手伝いが出来る世田谷区になるといいなと思う。世田谷区の制定は素晴らしいことだと思うが、身近にいる私達がろうの方々の生き辛さを理解し、共に生活していく社会になることが理想である。	手話に対する理解の促進及び手話を普及していくための施策を講じていくことに加え、手話を必要とする人が手を使いやすい環境の整備を進めていくよう、具体的な策について検討してまいります。
7	区の責務として具体的に、当事者に対する相談支援や（東京都手話言語条例7条）、学校や医療現場に対する支援（都条例10、11条）についても明記してほしい。事業者に対しては手話に対する理解や利用しやすい事業に努めるだけでなく働きやすい環境整備（都条例9条）と言うことにも言及してほしい。また、条例に定める必要はないが、都と区の役割分担についてきちんと定めて着実に実施してほしい。	（仮称）世田谷区手話言語条例の制定を契機として、日常生活や学校、就労、福祉サービス利用等において、手話を必要とする当事者が手を使いやすい環境の整備に重点的に取り組んでいきたいと考えております。都との役割分担については、必要に応じて都と調整してまいります。
8	手話言語通訳者の誤認で責任追及される事態が想定されます。東京都の条例にも、通訳提供者に対する支援が明記されていません。ボランティアが多いこの分野の方たちへの、負担軽減を図って下さるよう、通訳提供者に対する支援条項の制定を望みます。	手話通訳者の派遣のための人材確保や養成等について条文に盛り込むとともに、手話通訳者の確保に向けていただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。
9	もし災害などが起こった場合、特に出先で起こった場合、ろう者の方はサイレンや警告音、お知らせが聞こえず、何故みんなが逃げてるのか、走っているのか、分からず混乱、パニック、被災してしまうのではないかと思った。 今まで、自分のことに一生懸命で、家族との連絡の取り方、第一避難所の確認、職場で被災した時の対応、子供の学校の対応などばかり気にしていたが、出先でろう者の方と共にいた場合、共に避難、最善の対応ができるようになりたいと思った。	災害時における措置について条文に盛り込むとともに、災害時の情報取得や意思疎通のための具体的な策について、いただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。

番号	意見概要	区の考え方
10	<p>世田谷区が手話の理解を進めることに賛成します。約30年前に手話講習会が区の行事として開かれた時に私は参加して手話を学びました。その後、区立中学のゆとりの時間で1年間生徒たちの希望者20名ほどに手話の入門の授業を行うことが出来ました。教員資格を持たない私が生徒に手話を知って欲しいと実現した画期的なことでした。1年間の授業でしたが生徒からは手話を学べて良かったという感想文を頂きました。</p> <p>あれから35年たちますが手話が広まることは実感できていません。今回区長さんの「共生社会の実現」に取り組むことは素晴らしいことだと思います。ハンデがあっても世田谷区民として対等に生活できる社会をめざして、この計画をどんどん進めて下さることを願っています。</p>	<p>この度の（仮称）世田谷区手話言語条例では、手話が独自の文法を持つ1つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念などを定めていきたいと考えております。</p>
11	<p>昨年、東京都手話言語条例が成立された。世田谷区も是非成立させてほしい。聴覚障害者の為でもあるし手話通訳者の育成や社会的地位の向上。世の中が簡単な手話なら出来るように。英語や中国語などよく耳にするように視覚言語である手話が日常に溶け込んで欲しいと思う。</p>	<p>条例制定を契機として、手話に対する理解促進、手話を使用するための環境整備、手話を用いた情報発信などに一層取り組んでまいります。</p>
12	<p>肩肘張らずに語り合う言語としての手話を学ぶ的なレベルの場とその普及が必要に思う。例えば、ラジオ体操の朝の挨拶にひとつ手話ご挨拶を組み込むでも良いかと思う。専門性の高い手話通訳者、手話言語使用者の育成と同時進行すべき。しかしながら、まずは手話の認知の普及、ボトムアップを世田谷区が取り組むとしたら、それは文化生活の高い意識がある世田谷区民らしい活動だと思う。</p> <p>また、手話を用いたイベントとして開催すると、手話に興味を抱く人しか集まらないので、すでに興味がある人が集まるではなく、初めて聞く見る知るのレベルからのスタートで良いのではないか。スポーツイベントが盛んな世田谷区で裾野広げて行く事、継続することのハードルを下げていざという時に皆が少しの理解で助け合うある世界にできたら素敵である。</p>	<p>いただいたご意見もふまえ、今まで手話に触れてこなかった区民の方々にも手話に触れてもらうような機会の拡充も含めた手話の理解の促進及び普及に取り組んでまいります。</p>
13	<p>地域の避難所運営訓練に、聴覚障害者も参加して欲しい。手話通訳もつけて欲しい。地域の方に音声情報が届かない人がいることを体感してもらうことが大切。また、聴覚障害者の視点から、問題点を洗い出し、具体的な対応方法をファーストアクションカードに載せて欲しい。</p>	<p>災害時における措置について条文に盛り込むとともに、災害時の情報取得や意思疎通のための具体的な策について、いただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。</p>
14	<p>まちづくりセンター、自治会、区内聴覚障害者団体の三者で、継続的な話し合いの場を持ち、顔の見える関係を築き、最新の情報を共有して欲しい。</p>	<p>手話が独自の文法を持つ1つの言語であるという認識の下、手話を使う人及び手話を使わない人からなる区民全員で地域共生社会を実現するために、この度の（仮称）世田谷区手話言語条例を制定したいと考えております。ご意見については、当事者団体や関係所管とも共有させていただきます。</p>
15	<p>手話を覚える事は、ろう者の応援に繋がり、思いやりの心を育てる事にもなる。小中学校の授業にも取り入れて貰いたい。</p>	<p>区では現在、障害理解や差別解消、手話の普及を目的とした「手話講師の派遣事業」を区立小学校3年生以上を対象に行っております。条例制定を契機として、より多くの次世代の区民に手話に対する理解を深めていただけるよう、施策を検討してまいります。</p>
16	<p>「区の施策の推進方針の決定・変更・必要時等の場合は、手話を必要とする者・当事者、手話通訳者・関係者等に、広く意見を聞く」また「施策の推進方針は公表する」の2点を条例に追加してほしい。</p>	<p>施策の推進については、現在策定に向けて検討している（仮称）せたがやインクルージョンプランに記載し、計画的に展開を図っていくことを想定しています。また、当事者等から意見を聞くことについては、区の責務として、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者との連携を明記する方向で検討しております。</p>
17	<p>骨子案について条番号と項番号が、「条」や「項」であることが明示されていないためか、正しく昇順に列記されていないように見えるので改められたい。また、「3 区の責務」の(2)について、末尾の句点は不要ではないか。</p>	<p>条文での表記や文言については今後検討・調整してまいります。</p>
18	<p>骨子案について「1 目的」に「計画的に推進」とあるが、骨子中に計画に類する内容が見受けられないため、具体的に明示されたい。</p> <p>また、「6 手話の普及啓発」「9 災害時における措置」について、抽象的かつ定性的な努力義務では、実効性に疑問があるため、別途計画を定めることを盛り込むなど具体性を持たせてはどうか。</p>	<p>施策の推進については、現在策定に向けて検討している（仮称）せたがやインクルージョンプランに記載し、計画的に展開を図っていくことを想定しています。</p>
19	<p>概要版6から9について、これらの文章の主語が「区」であることを明示されたい。</p>	<p>条文での表記や文言については、今後検討・調整してまいりますが、概要版6から9の主語については、区であることを明記する方向で検討しております。</p>

番号	意見概要	区の考え方
20	<p>「3. 区の責務」に「②社会環境整備を推進するための施策。」とあるが、事業者が手話通訳を導入する際の予算化も明記するべき。費用を理由として導入しない事業者が多いためである。また、区が運営する施設は手話通訳などの導入を必須とするべきである。</p> <p>また、「4. 事業者の役割」に「③手話を必要とする者が利用しやすい事業の運営に努めること。」とあるが、この表現では、弱いと感じる。来年4月からの合理的配慮の事業者義務と合わせるべきである。以下の表現を提案する。「③手話を必要とする者が利用しやすくするための事業運営を義務付ける。」</p> <p>また、アクセシビリティ面にかかる経費を予算化し、必要とする事業者に向けて補助金を出すなどの措置が重要である。さらに「8手話通訳者の派遣人材確保、養成」について、多様なニーズにこたえるため、手話通訳者の質の向上は急務である。指導内容を見直し、より適切な講師を養成していく必要がある。</p> <p>「手話通訳者およびその指導者の確保、養成並びに手話技術および専門性の向上に努めるものとする」確保、養成を入れたことは評価したいが、少し弱いと感じるので以下を提案する。</p> <p>「区は、手話を必要とする者が手話通訳者の派遣等により意思疎通を図るための支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、手話技術および専門性の高い手話通訳者の養成および確保、質の向上のための持続的な研鑽の機会を提供する。あわせて質の高い手話指導者の養成、確保のための施策を講じるものとする。」</p> <p>また、手話通訳者の身分保障に触れていない。質の高い手話通訳者確保のためにには、安定した身分保障が必須とセットである。そこで、以下を追記することを提案する。「3 区は、手話通訳者が安心して活動できるよう、必要な措置を講ずるものとする。」</p>	<p>本条例の制定を契機として、手話を必要とする当事者が手話を使うことができる環境の整備に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。区の責務に関する施策、手話を用いた情報発信、手話通訳者を増やすための人材確保等に関する施策については、いただいたご意見も参考としながら、計画的に取り組んでまいります。条文での表記や文言については、今後検討・調整してまいります。</p>
21	<p>6. 手話の普及啓発</p> <p>手話に対する理解はもちろん、区民が手話を学び、中学英語のように基本的な手話はだれでも知っているという風になることが理想であり、そのためには区民が手話を学ぶ機会を増やすことが肝要と考える。また、学校でも指導の機会を増やすことで、子供から家庭への波及効果が期待される。学校で手話を学ぶための講師派遣およびテキスト配布の予算化が大切である。</p> <p>以下の表現はどうか。「区は、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための啓発および、区民の手話学習機会を促進するための施策を講じるものとする。幼稚園、小学校、中学校等において手話を学ぶ機会を促進するための施策を講じるものとする。」</p>	<p>本条例の制定を契機として、区民が手話を学ぶ機会、区立学校における手話の理解促進や普及に関する施策を一層推進してまいりたいと考えております。条文での表記や文言については今後検討・調整してまいります。</p>
22	<p>「7 手話を用いた情報発信」についてただ手話を入れればいいというものではない。適切な発信のためには当事者団体との連携が不可欠である。「関係団体と連携し」を入れてほしい。</p>	<p>ご意見いただきましたように、手話を用いた情報発信の際には、当事者団体との連携が必要と考えております。条文での表記や文言については今後検討・調整してまいります。</p>
23	<p>聴覚障害を持つ区内在住のものです。 世田谷区手話言語条例案に賛成です。</p>	<p>条例制定に向けて引き続き検討を進めてまいります。</p>

言語としての手話の認知・理解・文化に関すること（8件）

番号	意見概要	区の考え方
1	日本語文化から作られた日本手話と国際交流を目的に作られた国際手話は別の言語である事を記載してほしい。「手話を勉強すれば世界中の人に話せる」という勘違いが手話を必要としない人の中にある。また、国際手話の普及を進める文言も入れてほしい。国際手話の分野においては障害者の地位向上以上に立ち遅れている。	ご意見いただきましたように、日本の手話と国際手話は別の言語であることは認識しております。今後、手話に関する理解促進に取り組む中で、国際手話についてどのように伝えることができるか検討してまいります。
2	2020東京オリンピック・パラリンピックでボランティアとして参加した際、手話通訳の研修を受けた。実際に使わねばならぬ事態に遭遇することは稀であつたにも係らず、正しくコミュニケーションが取れず、筆談で対応できたケースがあった。手話には、「国際系」のほかに「国内系」が各国別に多数存在することも併せて確認。細かい部分で通じなかったのが原因であった。日本国の人口縮小化に伴い、移民や外国人労働者の受け入れ増なども踏まえて、コロナ禍国後は、さらなる国際化求められると思う。そこで、今般の条例策定に連動して「手話言語」を一つの系統に決めてしまうことのないよう求める。	(仮称)世田谷区手話言語条例では、様々に手話を使う人たちが分断されることのないよう、手話の呼称等に区別を設けず、条例名称に「手話言語」を使ったうえで、条文では「手話」と表記してまいります。手話には、国際社会で使われるものの、各国で個別に使われるもの等、様々な種類があることについては認識しており、区民の皆様に理解を深めていただくための施策も今後検討してまいります。
3	手話は言語です。世界の各国や地域で様々な言語が使われてると同じで聴覚障害者が使う言語が手話だと思います。ろう者も健常者と同様言語を使ってコミュニケーションをとっています。手話を別のものとしないで言語だと認識されれば英語を勉強するように手話を勉強する人も増えてろう者も暮らしやすいようになると思います。	区民の皆様に手話が言語であるという認識を深めていただくため、手話に対する理解促進及び普及のための施策に一層取り組んでまいります。
4	日本独特の手話より、世界的手話を習得したほうが将来役立つと思われるの、検討をお願いしたい。	今後、手話に関する理解促進に取り組む中で、国際手話についてどのように伝えることができるか検討してまいります。
5	条例の目的として、手話を必要とする方の課題解決に、手話が一つの言語であるという認識の下に行なうことには違和感を持つ。この条例で普及すべき手話は、日本手話や日本語対応手話かと思うが、これらは、骨子案特集号に記載されているように「日本語や英語等と同等の言語」ではなく、日本語という言語の伝達手段である音声や文字と同等に手話があると整理したうえで、国語でかなや漢字を習うように手話を習うと考えた方が万人に受け入れ易いと思う。 言葉という言葉は多義であり、人種や文化等とならび民族の要素となりますので、日本社会で対立を生まないためにも、異なる言語として扱うのはよろしくないかと思う。よって条例の名称も「世田谷区手話国語条例」の方が相応しいと思う。	この度の(仮称)世田谷区手話言語条例では、手話が音声によらない言語であり、日本語や英語のような音声言語と同様に、独自の文法を持つ1つの言語であることを明確にし、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念などを定めていきたいと考えております。
6	聞こえない人の、言語、手話は、聞こえる私たちの言語と同じだと思います。聞こえる私たちは、言葉を聞いて教育を受け、言葉を伝えています。聞こえない人の手話も同じだと思います。手話で教育を受け、手話を守り伝えていくのは、当然だと思います。	手話が言語であるという理解が十分ではなく、手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があることを踏まえ、この度の(仮称)世田谷区手話言語条例では、手話が独自の文法を持つ1つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念などを定めていきたいと考えております。
7	今回、手話が、「言語」として認められることによって、手話で会話できる人が増えていけば、ろう者に限らず、さまざまな人が、コミュニケーションをとる手段として選択できる世の中になることにつながるとよい。 条例ができることによって、堂々と活動することができる方達も(区の施設や教育面など)いるかと思う、今回、手話言語条例が施行されることはとても良いと思う。そして、いずれ、日本語や外国語のように、バスや電車、いろいろな場面で、手話で話す人が見られるといいなと思う。	区民の皆様に手話が言語であるという認識を深めていただくため、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための施策に一層取り組んでまいります。

番号	意見概要	区の考え方
8 8	<p>昔は聞こえない人たちはろうあ者と呼ばれていましたが、その後、聴覚障害者と呼ばれるようになりました。これは、医学モデル、聞こえないという障害があるという考え方です。今は変わってきました、社会モデルで聞こえない人たち、聞こえにくい人たちという言い方に変わりました。もう一つの言い方は、ろう者、難聴者という言い方もあります。同時に、手話は昔手真似と言われ、見下される考え方があり差別を受け、苦しい思いを強いられてきました。</p> <p>聞こえない人たちは社会に参加できず、排除され、我慢する生活があったという歴史があります。その後、ようやく世田谷区で手話講習会が始まり、手話への理解も少しずつ進んできました。今は、手話は言語であると世界的にも認められています。すなわち、手話は言語であるという言い方に変わりつつあります。昔は、ろう学校も同じで、手話も使っていましたが、その後口話法に変わり、ろう者は大変でした。手話は禁止され、差別的な先生もたくさんいました。今はそれもなくなり、手話言語教育という考え方になりましたが、手話言語で学ぶ環境もまだできていません。</p> <p>はやく手話言語条例を制定し、手話を学ぶ環境をつくりたい。これが実はなかなか理解が難しく、字幕があればいいのではないかとよく言われます。そうではないのです。手話は言語、日本語と同じですので、手話がないと困るという聞こえない人がたくさんいるのです。そういう人たちをきちんとサポートしていく必要があります。日本手話と日本語対応手話、両方ありますが、表現方法はちょっと違うのです。手話は言語である、日本語音声も言語である。</p> <p>今年1月、世田谷区では「障害理解の促進と地域共生社会の実現を目指す条例」が制定されました。これはいろいろな人たちがともに共生社会をつくっていく、しかし、ろう者はそこに参加できないという状況です。なぜなら、言語が異なるため、同じ立場で話すことはできません。手話通訳が必要になります。まずは、手話を話せる環境をつくらないと、健聴者と同等ではありません。また、視覚障害者、身体障害者と対等に話すこともできません。まず、手話を使える環境、手話を守る環境をつくりたい、それが手話言語条例を作りたい理由です。制定した結果、聞こえない人たちが世田谷区民としてともに共生できるそういう社会の実現を私たちは要望しています。</p>	<p>いただいたご意見もふまえ、手話に対する理解の促進及び手話を普及していくための施策を講じていくことで手話を必要とする人が手話を使いやすい環境の整備を進めていけるよう、条例制定に向けて引き続き検討してまいります。</p>

情報コミュニケーションに関するご意見（6件）

番号	意見概要	区の考え方
1	手話よりもスマホの音声翻訳アプリを使ったコミュニケーション方法を啓蒙して、老若男女問わず、手っ取り早いコミュニケーションの普及を目指すことを検討してほしい。	ご意見いただきましたように、音声文字化アプリの活用は大切な意思疎通手段の1つであり、使用環境や状況により有効で実用的なものと考えております。一方、この度の（仮称）世田谷区手話言語条例では、手話が独自の文法を持つ1つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念などを定めていきたいと考えております。
2	手話に関して、前に所属していた会社でかなり普及につとめていたが、耳が聞こえないことを公にするのを嫌う耳の不自由な方が実は多かった。むしろ手話を理解するAIや筆談の方がスマートではないかと思う。 もちろん講演会のとき手話通訳や字幕をつけることはかまわないと思うが、窓口では、対面してくる係が親身になって筆談するほうが、耳のご不自由な相談者によりそっているかと思う。	ご意見いただきましたように、筆談等の活用は大切な意思疎通手段の1つであり、使用環境や状況により有効で実用的なものと考えております。一方、この度の（仮称）世田谷区手話言語条例では、手話が独自の文法を持つ1つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念などを定めていきたいと考えております。
3	趣旨には概ね賛成するが、全ての事業者が手話取得に時間や費用を掛けるのは非現実的だと思うので、筆談や指さしボード、単語ごとに磁石で貼り付けられるボードの普及も代替手段として検討してほしい。	ご意見いただきましたように、筆談やコミュニケーションボード等の活用は大切な意思疎通手段の1つであり、使用環境や状況により有効で実用的なものと考えております。一方、この度の（仮称）世田谷区手話言語条例では、手話が独自の文法を持つ1つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念などを定めていきたいと考えております。
4	ろう者の方のコミュニケーションは手話に加え、口話やホームサイン等の様々な手法があることを知った。手話のメリットや重要性については理解しつつあるところで、世田谷区手話言語条例の制定は素晴らしいことだと感じている。一方で、様々なコミュニケーションの手法があるならば、条例を制定することで、他のコミュニケーションの手法を排除することがあってはならないように感じている。例えば、基本理念のところに、「あらゆる意思疎通の手法を尊重しつつ」など、手話以外の意思疎通の方法も排除しないことを含めることはどうかと考える。	言語としての手話を含め様々なコミュニケーション手段があり、いずれも大切なものと考えております。昨年度制定した「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」では、情報コミュニケーションの推進について定めており、障害のある方などの意思疎通を促進するために必要な施策に取り組んでまいります。
5	AIによる手話通訳システムを開発し、スマホ、タブレット、PCなどから利用できるようにしてはどうか。 手話から文字、音声に、文字、音声から手話に翻訳するとともに手話の学習機能も備えて、手話通訳を必要とする方、手話通訳に関心のある方が学習できるようにしてAI手話通訳者と手話で会話する練習ができる、手話通訳者の養成にも利用できる。 このAI手話通訳者は他の自治体でも必要な機能なので、共同で開発するのはどうか。 すでにこのようなシステムがあるのであれば、それを利用してもよい。 このAI手話通訳者をスマホやタブレットがあれば、いつでもどこでもだれでも利用できるようにすることで世田谷区手話言語条例（骨子案）すべての項目に大きく寄与する。	AI手話通訳システムについては、民間企業等が開発に取り組んでおり、他自治体において実証実験を行っている事例があることは承知しております。今後、運用の実績や状況などを把握し、活用の可能性を探ってまいります。
6	手話普及と理解促進のためのコミュニケーション向上の施策づくりは賛成である。電話リレーサービスが使えないインターフォンについて学校の正門や、駐輪場などのインターフォン越しの会話が難しいので、聞こえない人の事も考えた設備を検討して頂きたい。また、筆談をする時に、最適な大きさの紙やペンを、当事者側の使いやすいところに置いてほしい。	コミュニケーションを支援する機器や筆談での配慮など、聞こえない人の視点に立った環境の整備は大切なものと考えております。一方、この度の（仮称）世田谷区手話言語条例では、手話が独自の文法を持つ1つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念などを定めていきたいと考えております。

その他（個人的感想や語句について等）（4件）

番号	意見概要	区の考え方
1	「こんにちは」の手話の絵が間違っている。下の「こんばんは」と同じ、裏にもまたまちがえた「こんにちは」が書いてある。	手話は地域によっても表現が異なるとお聞きしておりますので、今後区が発行する広報物等において、どのような表現を使用していくかについては、その都度確認してまいります。
2	健常者かろうあの方か識別が付かない。ろうあの方はあまり話しかけてこないので識別できるマークみたいな物があればこちらから積極的に話しかけるチャンスがあるので考慮してほしい。	区では、聴覚障害者を含む援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるため援助が得やすくなるように作成した「ヘルプマーク」を配布しております。今後、外郭団体や障害者団体等のご協力をいただき、ヘルプマークの普及拡大に取り組んでまいります。また、いただいたご意見についても今後の施策の参考にさせていただきます。
3	現状、携帯できる聴覚障害者用のみを表すマークはない。ただ、そのマークがあったとしても持ち歩くには抵抗があるようである。 ただ、災害時や電車事故などが起きた時は、知らせて欲しいし、聞きたい思いがあるが、みんな忙しそうで聞けないとのことであった。 そこで、耳の聞こえる方で、手話通訳士にはなっていないが、一定の手話ができる方に、手話できますマークをつけるのはどうか	本条例の制定を契機として、手話を必要とする当事者が手話を使いやすい環境を整備していくことに重点的に取り組んでまいりたいと考えております。その上でいただいたご意見もふまえ、手話通訳者、さらに手話を使える方を手話を必要とする当事者が分かるようにするための施策についても今後検討してまいります。
4	「聴覚障害者」は抵抗がある方もいらっしゃるようだ。ただ、耳が聞こえないだけを表す「ろう者」と表現される方が良い方もいらっしゃるようだ。	本条例においては、「聴覚障害者」という表現は使用せず「ろう者その他の手話を必要とする者」という表現とする方向で検討を進めております。区における手話を使わない方を含めた「聴覚に障害がある方」の表現については今後検討してまいります。